

(第一類 第五号)

第五十一回國會衆議院大藏委員會

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)

出席委員
午前十時三十九分開議

三月二十五日
委員小林進君辞任につき、その補欠として山本幸一君が議長の指名で委員に選任された。

議
錄
第二十七号

○三池委員長　これより会議を開きます。
公認会計士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして
証明した場合において、当該証明に係る業務
を執行した社員である公認会計士に故意又は
相当の注意を怠つた事実があるときは、当該
公認会計士について前二項の規定を準用す
る。

公認会計士法の一部を改正する法律
第一条 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三
号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「前条第二項」の下に「(第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

自次中「第六章 公認会計士審査会」を
「第五章の二 監査法人」に改める。
第六章 公認会計士審査会

第三十四條の二の二の一章を加える

3 この法律で「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行なうことを目的として、

第三一四条の二（公語全語）（外日本語全語）二
を含む。以下この章及び第六章の二において
用いられる、つまづて、つまづて、つまづて、言

か共同して設立した法人をいう。

(名称)
第三十四条の三 監査法人は、その名称中に監

第三条第一項中「ついて、公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第二項中

(要件)

第十条第二項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加える。

二
社員は、公認会計士のみであること。
社員の数は、五人以上であること。

第十三条第一項中「第一次試験」を「公認会計士試験の各試験」に、「五百円、第二次試験

四 社員のうちに次のいずれかに該当する者

第三十三条 次の一項を加える。
料を」に改める。

第一類第五号 大藏委員会議録第二十七号 昭和四十一年三月二十九日

法人が設立の認可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合には、当該業務の停止の期間）を経過しないもの。

五 業務を公正かつ的確に遂行することができること。

（業務の範囲）

第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行なうほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 第二条第二項の業務

二 会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する実務補習

（登記）

第三十四条の六 監査法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

（設立の手続）

第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員にならうとする公認会計士が、共同して定款を定め、大蔵省令で定める手続に従い、その設立につき大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

（認可）

第三十四条の八 大蔵大臣は、前条第一項に規定する認可の申請があつたときは、その申請

に係る監査法人が第三十四条の四各号に掲げる要件を備えているかどうか並びに設立の手続及び定款の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査したうえで、その認可をしなければならない。

（成立の時期）

第三十四条の九 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（定款の変更）

第三十四条の十 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

2 第三十四条の八の規定は、定款の変更の認可について準用する。

（特定の事項についての業務の制限）

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類

二 前号に定めるもののほか、監査法人又は

その社員が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した会社その他の者の財務書類

（設立の手続）

第三十四条の十二 監査法人を設立するには、その社員にならうとする公認会計士が、共同して定款を定め、大蔵省令で定める手続に従い、その設立につき大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

（認可）

第三十四条の八 大蔵大臣は、前条第一項に規定する認可の申請があつたときは、その申請

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

3 第二十五条の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合に他の者の財務書類について証明をする場合に准用する。

3 第二十四条の十三 監査法人は、その名称、事務所の所在地、社員の氏名その他大蔵省令で定める事項以外の事項を広告してはならない。

（社員の競業の禁止）

第三十四条の十四 監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行ない、又は他の監査法人の社員となつてはならない。

（会計年度）

第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（財務諸表等の作成及び提出）

第三十四条の十六 監査法人は、毎会計年度経過後二月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに業務の概況その他大蔵省令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

（法走退）

第三十四条の十七 監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

1 公認会計士の登録の抹消

2 定款に定める理由の發生

3 総社員の同意

4 除名

（解散）

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

1 定款に定める理由の発生

2 定款に定める理由の発生

3 総社員の同意

4 除名

（監査又は証明の業務の執行方法）

第三十四条の十九 監査法人は、次に掲げる理由によつて解雇する。

三 他の監査法人との合併

四 破産

五 設立の認可の取消し

2 前項第二号に掲げる理由による解散は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、第一項第一号に掲げる理由により監査法人が解散した場合には、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（合併）

第三十四条の十九 監査法人は、総社員の同意があるときは、他の監査法人と合併することができる。

2 合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 合併は、合併後存続する監査法人又は合併によって設立した監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生じる。

（要件を欠いたことによる設立の認可の取消し）

2 合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 合併は、合併後存続する監査法人又は合併によって設立した監査法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生じる。

（虚偽又は不當の証明等についての処分）

第三十四条の二十 大蔵大臣は、監査法人が第三十四条の四各号の一に掲げる要件を欠くこととなつたときは、その設立の認可を取り消すことができる。

（虚偽又は不當の証明等についての処分）

第三十四条の二十一 大蔵大臣は、監査法人が次の各号の一に該当するときは、その監査法人に對し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

（虚偽又は不當の証明等についての処分）

第三十四条の二十二 大蔵大臣は、監査法人が次の各号の一に該当するときは、その監査法人

に對し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

（虚偽又は不當の証明等についての処分）

第三十四条の二十三 大蔵大臣は、監査法人が次の各号の一に該当するときは、その監査法人

に對し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

（虚偽又は不當の証明等についての処分）

第三十四条の二十四 大蔵大臣は、監査法人が次の各号の一に該当するときは、その監査法人

に對し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

2 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分をあわせて行なうことを妨げるものと解してはならない。(民法の準用等)

ノ通知アリタル日」と読み替えるものとする。

6 商法第二百二十九条から第二百二十二条まで、第二百二十三条及び第二項、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで、第二百三十四条ノ二、第二百三十五条並びに第二百四十三条から第二百四十五条までの規定は、監査法人の清算について準用する。この場合において、同法第二百十七条第三項及び第二百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号」と読み替えるものとする。

7 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百二十七条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

8 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

9 会員の研修に関する規定

10 会計士補又は会計士補となる資格を有する者の実務補習に関する規定

11 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

12 会費に関する規定

13 会計及び資産に関する規定

14 事務局に関する規定

15 会則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

16 第四十六条の五 協会は、毎年、定期総会を開かなければならない。

17 協会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会)

18 第四十六条の六 協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

19 第四十六条の七 協会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

(総会の決議等の報告)

20 第四十六条の八 協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(会員の業務に関する紛議の調停)

21 第四十六条の九 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(建議及び答申)

22 第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条又は第三十四条の二十一の規定に該当する事実があると認めたときは、大蔵大臣に対し、その事実を報告するものとする。

(報告及び検査)

23 第四十六条の十一 大蔵大臣は、协会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、协会に対し、報告若しくは資料の提出を求める、又は当該職員に协会の事務所に立ち入

四 役員に関する規定

五 会議に関する規定

六 支部に関する規定

七 会員の品位保持に関する規定

八 会員の受けれる報酬に関する標準を示す規

定

九 会員の研修に関する規定

十 会計士補又は会計士補となる資格を有する者の実務補習に関する規定

十一 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

十二 会費に関する規定

十三 会計及び資産に関する規定

十四 事務局に関する規定

十五 会則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(総会)

十六 第四十六条の五 協会は、毎年、定期総会を開かなければならない。

(総会)

十七 協会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会)

十八 第四十六条の六 協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

十九 第四十六条の七 協会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

(総会の決議等の報告)

二十 第四十六条の八 協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(会員の業務に関する紛議の調停)

二十一 第四十六条の九 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(建議及び答申)

二十二 第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条又は第三十四条の二十一の規定に該当する事実があると認めたときは、大蔵大臣に対し、その事実を報告するものとする。

(報告及び検査)

二十三 第四十六条の十一 大蔵大臣は、协会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、协会に対し、報告若しくは資料の提出を求める、又は当該職員に协会の事務所に立ち入

2 会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

4 会員は、協会の会則を守らなければならない。

5 会員は、協会の会則を守らなければならない。

6 会員は、協会の会則を守らなければならない。

7 会員は、協会の会則を守らなければならない。

8 会員は、協会の会則を守らなければならない。

9 会員は、協会の会則を守らなければならない。

10 会員は、協会の会則を守らなければならない。

11 会員は、協会の会則を守らなければならない。

12 会員は、協会の会則を守らなければならない。

13 会員は、協会の会則を守らなければならない。

14 会員は、協会の会則を守らなければならない。

15 会員は、協会の会則を守らなければならない。

16 会員は、協会の会則を守らなければならない。

17 会員は、協会の会則を守らなければならない。

18 会員は、協会の会則を守らなければならない。

19 会員は、協会の会則を守らなければならない。

20 会員は、協会の会則を守らなければならない。

21 会員は、協会の会則を守らなければならない。

22 会員は、協会の会則を守らなければならない。

23 会員は、協会の会則を守らなければならない。

24 会員は、協会の会則を守らなければならない。

25 会員は、協会の会則を守らなければならない。

26 会員は、協会の会則を守らなければならない。

27 会員は、協会の会則を守らなければならない。

28 会員は、協会の会則を守らなければならない。

29 会員は、協会の会則を守らなければならない。

30 会員は、協会の会則を守らなければならない。

31 会員は、協会の会則を守らなければならない。

32 会員は、協会の会則を守らなければならない。

33 会員は、協会の会則を守らなければならない。

34 会員は、協会の会則を守らなければならない。

35 会員は、協会の会則を守らなければならない。

36 会員は、協会の会則を守らなければならない。

37 会員は、協会の会則を守らなければならない。

38 会員は、協会の会則を守らなければならない。

39 会員は、協会の会則を守らなければならない。

40 会員は、協会の会則を守らなければならない。

41 会員は、協会の会則を守らなければならない。

42 会員は、協会の会則を守らなければならない。

43 会員は、協会の会則を守らなければならない。

44 会員は、協会の会則を守らなければならない。

45 会員は、協会の会則を守らなければならない。

り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(総会の決議の取消し及び役員の解任)

第四十六条の十二 大蔵大臣は、協会の総会の決議又は役員の行為が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の解任を命ずることができる。

第四十六条の十三 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、協会について準用する。

第四十七条第一項中「又は外国公認会計士」を「外國公認会計士又は監査法人」に改める。

第四十七条の二 中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、「求」を「求め」に改める。

第四十八条の次に次の二条を加える

第三条の二 監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

2 協会でない者は、協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない。

第四十九条中「又は監査法人」の下に「又は監査法人」を加え、第七章中同条の次に次の二条を加える。

(公認会計士の使用者等の秘密を守る義務)

第四十九条の二 公認会計士、会計士補、外國公認会計士若しくは監査法人の使用者その他の従業者又はこれららの者では、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他人に漏らし、又は借用してはならない。

(報告等の徴取)

第四十九条の三 大蔵大臣は、第一項第一項又は第二項の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、公認会計士、会計士補、外國公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十一条を次のように改める。

第五十二条第一項中「場合を含む。」の下に「又は第四十九条の二」を加える。

第五十三条第一項を次のように改める。

次の方号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十四条の二第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第四十八条の二第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第三十四条の二第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して書類の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

四 第三十四条の二第二項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(同法第五百七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第三十四条の二第二項において準用する商法第一百二十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第六十三条第三項中「並びに第四十九条」を「、第四十九条及び第四十九条の三」に改め、同条第十項に次の二号を加える。

四 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第三項において準用する第三十三条第一項第四号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

「及び第三十四条の二十一第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

四 第三十三条第一項第四号の規定(第十六条の二第二項及び第三十四条の二十一第一項)において準用する場合を含む。による立項の二第二項及び第三十四条の二第一項又は第二項の規定により登録申請書を提出する場合を拒み、妨げ、又は忌避した者

「第十九条」の下に「、第十九条の二」を加える。

第十八条第一項中「及び会計士補名簿は、大蔵省」を「日本公認会計士協会」に改める。

「、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿は、

前項の規定により書類を「日本公認会計士協会」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、前項の規定により登録申請書に「場合には」を「場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であると認めたときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づく登録を行ない、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であると認めたときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否されるときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該处分に不服があるときは、大蔵大臣に対して、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対するなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、大蔵大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、大蔵大臣は、日本公認会計士協会に對し、相当の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

第十六条の二第一項中「大蔵省に備える」を「日本公認会計士協会による」に、「に登録」を「への登録」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第四項中

「日本公認会計士協会」を「日本公認会計士」

第二十一条中「大蔵大臣」を「日本公認会計士

協会」に改める。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(登録及び登録の抹消の公示)

第二十一条の二 日本公認会計士協会は、公認

会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録

をしたとき及び当該登録を抹消したときは、

遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなけ

ればならない。

第四十三条第二項中「事務」の下に「を行ない、

並びに公認会計士及び会計士補の登録に関する

事務」を加える。

第四十四条第一項中第十四号を第十六号とし、

第七号から第十三号までを二号ずつ繰り下

げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 公認会計士及び会計士補の登録に関する

規定

八 資格審査会に関する規定

第四十六条の十三を第四十六条の十四とし、第四

四十六条の十二を第四十六条の十三とし、第四

四十六条の十一を第四十六条の十二とし、第四

十六条の十の次に次の二条を加える。

(資格審査会)

第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。
2 資格審査会は、協会の請求により、第十九
条第三項の規定による登録の拒否につき必要
な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて

組織する。

4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受け
て、公認会計士、公認会計士に係る行政事務
に従事する大蔵省及び学識経験者のうちから
委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員
が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者
の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会
の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で
定める。

8 附則第五項の規定により選任された会長とな
るべき者は、前項の規定により事務を引き継い
だときは、遅滞なく、政令で定めるところによ
り、協会の主たる事務所の所在地において設立
の登記をしなければならない。

（施行期日）

附則

第五十三条の二中「第四十六条の十一」を「第
四十六条の十二」に改める。

第六十三条第三項中「第十九条」の下に「、第
二十条、第二十一条、第二十二条」を、「とある
のは、「計理士」との下に「、「日本公認会計士
協会」とあるのは、「大蔵大臣」とを加える。

（施行期日）

附則

るべき者は、前項の規定により事務を引き継い
だときは、遅滞なく、政令で定めるところによ
り、協会の主たる事務所の所在地において設立
の登記をしなければならない。

第三項中「公認会計士の」を削り、同条第四項中
の登記をしなければならない。

9 協会は、設立の登記をすることによつて成立
する。

この法律に規定するもののほか、協会の設立
に關し必要な事項は、政令で定める。

10 この法律に規定するものほか、協会の設立
に關し必要な事項は、政令で定める。

11 昭和二十八年四月一日に設立された社団法人
日本公認会計士協会は、定款で定めるところに
より、設立委員に対し、協会においてその一
切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出るこ
とができる。

12 設立委員は、前項の規定による申出があつた
ときは、遅滞なく、大蔵大臣の認可を申請しな
ければならない。

13 前項の認可があつたときは、社団法人日本公
認会計士協会の一切の権利及び義務は、協会の
成立の時において協会に承継されるものとし、
社団法人日本公認会計士協会は、その時におい
て解散するものとする。この場合においては、
他の法令中法人の解散及び清算に関する規定
は、適用しない。

14 社団法人日本公認会計士協会の解散の登記に
関し必要な事項は、政令で定める。

（登録税法の一部改正）

15 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一
部を次のように改正する。

16 第十九条第七号中「税理士会」を「日本公認
会計士協会」に、「税理士法」を「公認
会計士法、税理士会」に改める。

17 第七十二条の五第一項第二号中「弁理士会」の
下に「日本公認会計士協会」を加える。

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
の一部を次のように改正する。

19 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)
の一部を次のように改正する。

20 第五条第一項第六号中「又は計理士」を「、計
理士又は監査法人」に改める。

第九条第一項中「五百円を受験手数料として」
を「実費を勘案して政令で定める額の受験手数
料を」に改める。

（所得税法の一部改正）

21 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部
を次のように改正する。

22 別表第一第一号の表中日本原子力船開発事業
團の項の次のように加える。

（法人税法の一部改正）

23 日本公認会計士協会

（公認会計士法(昭

和二十三年法律第百三号)

を次のように改正する。

24 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

25 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

26 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

27 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

28 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

29 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

30 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

31 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

32 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

33 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

34 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

35 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

36 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

37 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

38 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

39 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

40 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

41 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

42 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

43 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

44 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

45 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

46 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

47 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

48 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

49 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

50 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

律第百三号」を削り、「第二十四条」の下に「若
しくは第三十四条の十一第一項」を加え、同条
第三項中「公認会計士の」を削り、同条第四項中
の登記をしなければならない。

第三項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」
を、「第三十条」の下に「又は第三十四条の二十
号」の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」
を、「第三十一条」の下に「又は第三十四条の二十
号」の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号若しくは第二号」を、「当該公認
会計士」の下に「又は監査法人」を加える。

（大蔵省設置法の一部改正）

18 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四
号)の一部を次のように改正する。

19 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)
の一部を次のように改正する。

20 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
の一部を次のように改正する。

21 法人税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部
を次のように改正する。

22 別表第一第一号の表中日本原子力船開発事業
團の項の次のように加える。

（地方税法の一部改正）

23 日本公認会計士協会

（公認会計士法(昭

和二十三年法律第百三号)

を次のように改正する。

24 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

25 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

26 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

27 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

28 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

29 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

30 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

31 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

32 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

33 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

34 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

35 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

36 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

37 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

38 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

39 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

40 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

41 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

42 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

43 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

44 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

45 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

46 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

47 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

48 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

49 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

50 第百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下
に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号))」
第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士
一部を次のように改正する。

条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法の規定により退職年金減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十二条及び改正後の法の規定を適用するとしたならば当該年金の年額が増加することとなるときは、改正後の法の規定により、昭和四十一年十月分から当該年金の年額を改定する。(加算年の算入に伴う経過措置)

第五条 前条第一項から第三項までの規定は、更新組合員等であつた者又はその遺族について、当該更新組合員等であつた者の在職年の計算について法律第百五十五号附則第二十四条第八項及び第二十四条の八並びに改正後の法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合について準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と読み替えるものとする。

理由

第六条 附則第二条、第四条及び前条の規定により生ずる共済組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十年に実施した公共企業体職員等共済組合が支給する年金の増額改定の場合における年齢制限を緩和し、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金について所要の措置を講ずる等の額について所要の是正を行ない、公共企業体職員等共済組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の在職期間を通算するとともに、長期在職者の低額年金を改善し、妻、子等に係る遺族年金について所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三池委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。亀岡郵政次官。

○亀岡政府委員 ただいま議題となりました昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正し、別途、本国会に提案御審議を願っております恩給法等の一部を改正する法律案により行なおうとしている給付の改善と同様の措置をこれらの法律の適用者に対しても行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正におきましては、第一に、昭和四十年の改正により公共企業体職員等共済組合が支給する年金の額につきましては、恩給の年額の改定に準じて増額されました。

また、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額につきまして、同日後に給付事由の生じた年金の額との調整を行なおうとするほか、恩給法等の改訂に伴う所要の措置を講じようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は、後日に譲ります。

○三池委員長 都市開発資金融通特別会計法案、災害被災者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び国民金融公庫法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 私は、ただいま議題になりました災害被災者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、いささか質疑をいたしたいと存じます。

最初に、本法案による従来からの適用状況でございますが、昭和三十九年あるいは三十八年、こ

として戦時衛生勤務に服した期間及び旧軍人の戦地勤務等に服した際に加算される期間を年金を支給するための期間として計算しようとするものであります。

第二に、年金受給者の年金額の実質的価値を保全するため、国民の生活水準、公共企業体職員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに年金額改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けようとするものであります。

また、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額につきまして、同日後に給付事由の生じた年金の額との調整を行なおうとするほか、恩給法等の改訂に伴う所要の措置を講じようとするものであります。

まずこの特別な立法をしようとしているか、そちらをひとつ明らかにしてもいい。

○川村政府委員 武藤委員御指摘のように、三十八年、三十九年の災免法適用状況を見ますと、雑損控除の適用対象人員に比べまして少ない、あるいは税額の点におきましても雑損控除のほうが多いというような数値に相なっております。

この災免法の趣旨でございますが、本来所得税においては、資産に対する損失、その損失に基づく扣税力の減殺を見る制度でございます。雑損控除の場合は、所得金額の多寡及び資産に対する受けた損失の大小、それに応じまして扣税力の減殺がそのまま税の減免に反映しますよう

な制度となつておるわけでございますが、この災免法を設けております趣旨は、大きな災害がありましたが場合に、簡易な方法で、しかも画一的に迅速に処理できるということをねらいいたしました。

そこで、したがいまして、この災免法におきましては、一定の所得限度以下のものについて適用する。現在で申し上げますと、所得五十万円以下のものにつきましては全免、八十万円以下のものにつきましては二分の一の減免、それから百二十万円以下の所得につきまして四分の一の減免といふ

ような画一的な事務処理をはかつておるというふうな画一的な事務処理をはかつておるというふうな画一的な事務処理をはかつておるといふ

とでございます。したがいまして、その年を終えまして、雑損控除で確定申告によって清算すると

いう場合には、その選択の道が残されているわけでございます。以上のようなことが、雑損控除の適用がより幅が広いということの原因かと思いま

す。

○武藤委員 この数字をちょっと参考に両三年くらいいを比較してみると、災害減免法を適用した

のは、三十七年にはわずか十二件、六万一千円にしかすぎない。片方、雑損適用者のほうは四千四百二十八人、五億四千万円超ですね。三十八年を見ても、災害減免は百十九名、八十四万八千円にしかすぎないわけですね。雑損のほうは六億一千五百三十六万七千円、三十九年を見ても、災害減免は五百六十九人、六百八十五万五千円、雑損控除のほうは六千八百六十三人で、十二億七百九十四万三千円、しろうと判断でこれをこう比較してみると、あまりにも災害減免法を適用しているのが少な過ぎるような気がするわけですね。これは納税者がこういう制度を知らないのか、それとも、この法律が非常にシビアに適用者をしばつておるのでなかなか該当しにくいのか、すなわち、その半分の被害がなければ原則としてだめなわけですね。そうすると、家財や財産が半分被害を受けるということはそう起り得ない、したがって、この規定が少しきつ過ぎるのではないか、そういう感じを持つのであります。こんなに適用者の数が違うということはどういうところに原因があるか、大蔵省としてはどういう原因でこうなっていると判断をしておるか、その辺明らかにしていただきたい。

○川村政府委員 先ほど申し上げましたように、災害減免法は、地震、風水火災というような大変地異なるそういう場合の画一的な敏速な処理をはかるということがねらいでございます。したがいまして、雑損控除の対象になります災害よりは災害減免法の災害のほうがよりカバレージが少ないということがまず第一の原因と思います。第二の問題は、先生が御指摘になりましたように、災害減免法は、ただいま申し上げたように、画一的な処理、迅速な処理ということをねらいとしたいために、住宅、家の半分以上が被害を受けるということが要件になつております。この二つが、災害減免法の適用が雑損控除に比べて少ないということの原因だらうと思います。また妥当なこととも考へられるのでありますが、御

指摘の年次以前の、たとえば、伊勢湾台風あるいは第二室戸台風がありました三十四年あるいは三十年で見ますと、適用人員、あるいはそれに

よつて減殺された税額、これは災免法のほうがかなり多いということが言えると思います。

○武藤委員 三十四年を見ても災免法のほうが少

ないです。ずっと少ないですね。だから私は、やはりこの個々のものを拾つてみると、伊勢湾台風以外の場合はほとんど火災ぐらいしか適用され

ていないのではないかと思う。たとえば、三十七年三十八年、三十九年を見て、一番近い三十九

年の五百六十九件の内訳をちよつとお尋ねいたしま

ますが、これの災害原因というの是一体どういう災害が多うございますか。

○川村政府委員 個々の年次の災免法の適用人員

の内訳は、ちょっと資料の関係でわかりかねま

す。おっしゃるように、火災による分、これがか

なりのウエートを占めると思いますが、ここでも

いうのがきついのではないかということです。

ですが、災免法の趣旨が迅速にかつ画一的に行

なつていくということでございまして、それから

そのことと関連いたしまして、一定の所得限

度をきめて、二分の一なりあるいは四分の一な

場合によっては全免するというような非常に

ラフな制度でございますので、一定の損害額を

オーバーするものだけについて認める、所得税の

本来の制度としては、やはり雑損控除を適用して

いくというのが、負担の公平上からいましても

妥当なことではないかと考える次第でございま

す。

○武藤委員 どうも私は、十分の五というのがあ

まり現実に合つてないのじゃないだらうか、妥当

ではないのじゃないだらうかという気がするわけ

です。しかし、本職じりありませんから、事務を

取り扱つていらない立場からですから、その辺は

はつきり断定はできませんけれども、いずれにし

ても、先ほど読み上げた数字から見ても適用者が

あまりにも少ない。だから、雪の被害だの、ある

いは部分的な地域の被害といふものはほとんどど

れには当てはまらない。これはもう国をあげての大災害以外はほとんど適用にならぬという法律で

はないだらうか。これをもつと、たとえば率を変

えてもいいから、十分の五だけじゃなくて、一本

じゃなくて、それ以下では適用にならない。そ

う規定からいくと、この災免法のほうの十分の

もう少し軽度のものであつても直ちにこれが発動

できるという法改正が必要ではないだらうか。特

に、雪の地帯は私はそういうことを強く望むので

はないかと思うのですが、そういう声は聞いたこ

とはないか、また、そういう改正点を検討する必

要はないかどうか、お考えはいかがでございま

しょうか。

○川村政府委員 この報告を一応基礎にするのです

か。

○川村政府委員 この受けた災害の額の認定につ

きましては、いろいろあると思いますが、おむ

ね申し上げられることは、地元の消防署長の証明

によりまして判定していることが大部分でござい

ます。いま先生がおっしゃいましたような五〇%

というのがきついのではないかということです。

いますが、災免法の趣旨が迅速にかつ画一的に行

なつていくということでおさいまして、それから

そのことと関連いたしまして、一定の所得限

度をきめて、二分の一なりあるいは四分の一な

場合によっては全免するというような非常に

ラフな制度でございまして、一定の損害額を

オーバーするものだけについて認める、所得税の

本来の制度としては、やはり雑損控除を適用して

いくというのが、負担の公平上からいましても

妥当なことではないかと考える次第でございま

す。

○武藤委員 そこで、どうでしよう。この災免法

の評価額の半分の被害がなければ適用されないと

いう、この規定が非常にきつ過ぎるのではないだ

う。たとえば、新潟やあるいは秋田などの雪

害地域などは雪の被害といふものは非常に大き

い。年々国会でも取り上げて大騒ぎをしています

ね。しかし、住宅が半分だめになるということは、

これはそうたくさんはない。しかし、かなりの被害

はある。そういうのは全然この適用にならない。

それが、この二つが、災害減免法の適用が雑損控除に比べて少ないということの原因だらうと思

います。いよいよ申しますと、それはまことに

雪の被害といふものであります。いよいよ申しますと、この二つが、災害減免法の適用が雑損控除に比べて少ないということの原因だらうと思

います。いよいよ申しますと、それはまことに

雪の被害といふものであります。いよいよ申しますと、

これはまことに雪の被害といふものであります。いよいよ申しますと、それはまことに

雪の被害といふものであります。いよいよ申しますと、

これはまことに雪の被害といふものであります。いよいよ申しますと、

用されるけれども、法人の資産もかなりあるわけですね。法人の資産が、今回の改正の限度額の百万元まで、あるいは百五十万円まで、二百万円までというこの規定で、法人のほうにも何らかの恩典を与える措置をしないということは片手落ちになるような気がするのですが、法人は何かそれ以外に、そういうものは実際額で経費として落とせるからいいのだと、何か救済措置が特別にあるのですか。

の所得のフローとは関係のない、住宅、家財の損失、それに対しまして所得税の减免をしよう、こういう制度でございますが、法人につきましては、そういう生活用の資産という観念がございません。すべて事業用の損金と相なりますので、それについてましては法人税法におきまして十分手当でござっております。それで問題は、所得税の非常に零細な所得者、これが一々所得の計算をした上でないと減免ができないということ自体が適当ではないというようなことに基づまして、所得税だけにつきまして災害の場合の特別な手当てをしておるということであると存じます。

接直ちに影響を与えるような災害のときには救済ができる。しかし、法人の場合でも、いまは節税をねらいとした小さい合名会社、合資会社、株式会社——それこそ、とうちゃん社長、かあちゃん専務といったようのが一ぱいあるわけですね。そういうのは事務所兼住宅になっている、あるいは工場兼住居になっている、そういう零細な法人というのはたくさんあるわけです。そういうものは被害を受けても、これは会社用財産だから、工場の中の一角だから住宅とは別だという、こういう扱い分けが何かで、法人は全くこれには適用しない。そうすると、零細なそういう法人というのは何か衡衝を失するような気がしますが、いかがでしょうか。

いは奥さんが会社の役員になつておるような場合には、これは給与所得者でございますから、給与所得者としての災免法の適用はあるわけです。それから、会社内に居住しておりましても、その居住が、たとえば会社からの賃貸家屋であるといふ場合は別といたしまして、自分の所有家屋を、一部会社、一部生活用といふような場合には、その生活用の部分につきましてはこの災免法の適用はあるわけでございます。したがいまして、法人税自体につきましてはございませんけれども、現実には、いまおっしゃったような設例ではこの災免法によって救済は十分はかられておるということが言えると思います。

○武藤委員 はかられる——論理的にそななる。
しかし、実際にはこれは数字から見るとほとんど出していない。雑損控除のほうへはとんど回っておるでしよう。

それからもう一つ、従来五十万円までを全免、それを今回百万円までを全額免税、二百万円までを区切つたわけですが、これは所得水準が高まり、物価が上がり、あらゆるものインフレートされた現状だからいじるんだ、それだけのねらいですか。いま日本の所得構成からいくと、この程度の所得に該当する個人というのは、全納税者の何%くらいを占めていますか。

○川村政府委員 具体的に今度の引き上げいたしまする限度の所得者に対応する所得とはいえないかもしれません。あるいは四十一年度ベースでは現在推定の基礎を持つておりますので、昭和三十九年度におきまする階級区分で申し上げますと、所得の百万円以下の納税者、この百万円以下で申し上げますと、総体の納税者の九〇%を占めております。それから二百万以下の所得者は総納税者の九八%を占めております。

○武藤委員 そういたしますと、二百万円という限度を設けたのは、納税者の大半を占めておる九八%が大体その程度の所得者である、こういう点からそれ以上のものは一応認めない、こういう趣旨だと理解してよろしくございますね。

それから、この第七条に「酒類又は砂糖、糖をつ若しくは糖水、物品税別表に掲げる」これこれと、こういう規定がありますが、たばこは入っていないのですが、どういうわけでたばこは除外かれているのか。それはどういうわけなんですか。

○川村政府委員 災害减免法は、内国税に関する部分だけの規定をしております。たばこにつきましては、災免法ではなくて、別途これとほとんど軌を同じくする規定がたばこに関する法律のほうにあつたと思います。

○武藤委員 本職だから、あつたと思いませんじゃなくて、何という法律の何条にそういうことがありますか。あなたは本職ですよ。

○川村政府委員 早急に調べますので、しばらくお待ちください。ほかの問題をいただきたいと思っています。

○武藤委員 まあ、直接税務署が徴収する税金でないから、この法律の中に入っていない、別途そういう資産を失つたときにはどうする——しかし、私は、やはりここにずっと掲げられている品目を見ると、物品税、揮発油税、ずっとこう出しているわけですからね。揮発油税なんかだって、これは個々の税務署が直接取り扱っているわけじゃないでしょう。

○川村政府委員 やつています。

○武藤委員 稅務署個々でやつているのですか。たばこだけは専売公社が直接やつているからこそから落としてある。これから見ていくと、どうしてたばこが全然載っていないのか、別な法律で、納税法定主義の立場から見て、やはりどこか法律でそういう減免というのは税体系の中で認めているのでなければおかしいんじゃないかと、私はこういう感じを持つたわけです。専賣法だけでそういうことが規定されていいのかどうか。そちらのことをちょっと疑問に思つたわけです。それはあとで資料を出してもらつて、第何条にどういうことがあるか、ひとつお示しを願いたいと思います。

それから、農林省にお尋ねをいたしますが、い

ま審議しているこの法律には「震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害」とあるから、したがつて、ひょう書もおそらくこういうものに入ると思います。ところが、この対象は家財と住宅、こういう資産だけなんですね。農業の場合の農産物やあるいは農地に対する土砂の流出、そういうようなものについての損害は、所得計算上、必要経費の中で落とすということで難損控除にも、これは入らぬわけですね、農業のそういう災害は。そうすると、いろいろ調べてみると、所得計算上の必要経費で落とす以外に手はないわけです。私は、やはりいまの自然災害で一番困るのは農業所得者だと思うのです。だから、農家の所得というものが非常に影響がある場合に、それを必要経費として落とすだけの手立てでは不十分だ、こういう気がいたすのであります。が、農省のはうはいかがでしようか。局部的なひょう書とか局部的な水害などの場合に、家財道具、住宅でないからこれに全然当てはまらない。それを必要経費で落とすといふんでしよう。そうすると、必要経費で落とすんだということになると、これは税務署が今度各県別、村別の所得標準というのを査定するときにそれが見落とされたら、ほんとうに農民は救済のしようがないわけですね。そういう点が非常に心配なんですが、農林省、いまのこの規定で農民の立場を守つてやるという立場から見てどうでしょう。これでは不十分という感じを持ちませんか。いかがでしよう。

いました。したがいまして、ただいま御指摘のござ
申しますか、それとはやや農作物は性格を異にし
ておりますので、農作物に対しましては、従来か

らそういう農業保険の制度あるいは天災資金の制度等の運用によつて大体農家の要望にもこたえていけるのではないかというふうに考えておる次第でござります。

(武前委員)いや、利か聞いておるのはそういうことじゃない。それは保険のあるものは保険金で埋め合わした分は当然税務署としては収入として見ますから、実際の被害額と保険金額の差額だけが収入として所得として減るわけであって、その保険に適用される作物はいいんですよ。そうじゃなくて、近年特に促成栽培のキュウリだ、トマトだ、ナスだ、やれイチゴだ、あるいは私どもの柄木県などはいつも議論する大麻、麻ですね、あるいはかんぴょう、こういうようなものは全然保険制度ないわけです。そうすると、そういうものが減収になった場合あるいは病気にかかった場合、被害がかなり大きい場合、これに対する手だてというものは税務署では必要経費としてそれなかつたんだから、それは被害の分だけ計算上落ちるんだ、それは理屈としてはわかるんです。ところが、実際に各村の農業所得をきめる際には、税務署が一応の標準表をつくって、何々村の畠は一反歩幾ら、裏作をつくらぬものは幾ら、つくったものは幾ら、そういうように統一した所得額で農民には賦課してくるわけですね。ですから、そういう被害に対する救済措置というのは一体あるのか。私はないと見ていいわけなんです。だから、災害があると、各県から出てくる陳情書には所得税の減免が必ず入っていますよ。それは完全にいままの法律でもう農民が満足し、納得できるなら、減免なんという陳情をする必要はないのだけれども、何か法の中にそういうものが落ちてしまつているうちみがあるから陳情書には必ず出てくる。農林省、そうじゃないでしょうか。いつも陳情書に所得税減免、住民税減免、必ず出てくる。いま

の法律で完ぺきなら、そんなものは一々書かなくても、災害があればこの分だけはばかと落ちるということが確定していれば、年々それを繰り返す必要はない、こう思うんですが、農林省、どうでしょう。

○尾中説明員　いま御指摘のように、災害のつど、所得税その他の税の減免についていろいろ要望があるわけでござります。その際の考え方などはしましては、現地におきまして税務当局と常に密接な連絡をとりまして、その評価なりあるいは何なりについて適切な査定をやつしていくといたくということに努力しておるわけなんでありまして、農業団体あるいは市町村等におきましても、そういう方向で、不十分なところはあるかとも思いますがれども、大体現地において税務当局と連絡の上で調整しておるというふうに承知しております。

○武藤委員　主税局、いまの農業所得の標準をきめる方法は、どういう方法をとられておりますか。

○川村政府委員　これは国税庁の問題でございますので、私、正確に現実を説明しかねるというところでございますが、たとえば、米作でございますと、一定の標準地におきまして坪刈りを行なう、それからあとは、その標準地から比準いたしまして、収入及び必要経費を推計してまいりまして、一定の地域についての所得金額を標準率としてあらわすという形であります。

○武藤委員　いま、主税局担当でないからよくわからないというお話をからいいんですけれども、私どものところへ来ている投書、たとえば、この間は秋田県から私のところへ來た。いまでは農民組合やあるいは村の農業団体や、そういうものの代表が集まつて、税務署との話し合いで、ことはこういう被害があつたから、この地域は、この部落はこういうものを認めてくれ、そうなると、病害の場合でもみなある程度見てもらえるわけです。ところが、最近は税務署がそういう協議会といふものを各地でみな廃止していっている。

県の段階で税務署長会議が何か開いて、県の農業

会議の代表を一人ぐらい入れて、大きっぽい標準を出していい。それは、農業所得というのではなくて課税されていないからだという税務署の立場はわかるんです。全国で二十万かそこら、農業所得の課税はほんのわずかだ。だから、税務署としては非常にむろそかにしてきたことはわかる。ところが、農民の立場から見ると、その所得計算が住民税のみならぬね返つてくる、住民税の基礎になるわけですから、したがってそういう点、大半の農家が国税は納めなくなつてきても、昔のように――昔というのは、昭和二十五、六年から三十年ごろにやつていたような権衡調査の方法といふものをやはり存置してほしい、こういう要望が農民の中から私のところへ三通ばかり来ておる。そういうのを見ると、どうもいまの農民の農業被害、こういうものが完全に所得計算の中から撤除されていないといううらみがあるんじゃないのか、そこでわざわざ農林省に来てもらつたんですね。それは前みたいにちゃんと地域別にやつていれば、こまかい被害まで全部見てもらえるわけです。それを国税庁がどんどんやめてきている。ここに、農民にとっては実態に合わない、ちょっと過酷な所得金額が出てきやせぬか、それにについて一体税務当局が、いやそんなことないといえるか、いや、所得税は少ないから実態ははずしておる、事実はどうぢだと判断しておりますか。

するというような方向に向かっていると思いま
す。ただ、現実には住民税との関係がございま
して、現在市町村は、各農家の所得を把握するとい
うことについては国税ほどなれでおりません。そ
の意味で、基本的に個々の実額調査を行なうと
いうことではございますが、やはり全面的に標準
率をつくつてやるというようなことをしておるの
が実情でございます。その場合に、市町村の当局
からも実情を十分聞く、場合によつては組合の意
見も聞くというようなことで努力はしておると思
いますけれども、なお武藤先生御指摘のような点
がござりますれば、国税局のほうにはなお実情に
即した標準率をつくるように連絡をしたいと思ひ
ます。

は、この辺で、農業所得の取り扱いについての権衡調査、標準調査は各市町村自治体にまかせる、こういう方向にひとつ検討願いたいと思うのです。そこで、いま法律をあけて見て何か支障になるような法文でもあるかどうか、なかつたら、ひとつ前向きの検討はいかがなものであるかという提案の意見を述べたいのですが、いかがですか。

○堀委員　いま武藤委員の質問で、いろいろ税制に関する問題については明らかになつてまいりましたけれども、この税制上の措置は、最低所得税を負担しておる者に対しては減免の効果があるわけですから、所得税を負担をしていない人にとっては、実はこの法律は何ら恩恵の及ばないことになるわけですね。

までは、武藤先生がおっしゃいましたような方向で、現実にいま国税庁は考えております。ただ、何分にも、従来、国の税務官署でつくりました標準率に市町村がそのまま乗るというような形でまいりましたために、市町村 자체、いま直にやれと言われましてもなかなかできかねるというような実情でございまして、したがいまして、国におきましては、課税の面からいいまして標準率をつくるまでの必要がないにもかかわらず、なお住民税を考慮いたしまして、國、地方の協力体制といふ意味で標準率をつくっているというのが実情でございます。したがいまして、先生のおっしゃるような方향に今後は逐次なっていくものと思ひます。

において所得税の納税世帯と非納税世帯とに分けて、大体非納税世帯といふのの所得金額の状態、要するに、非納税世帯といえども、扶養家族が多ければかなり金額は高くなるわけですしそるわけですが、本年度における非納税世帯の所得階層分布というものの資料がありましたら——納税世帯のほうは常に発表されているわけですから、非納税世帯の所得階層分布というものが推計をされておれば、ちょっと伺っておきたいと思います。

○川村政府委員 堀委員の申されました非納税世帯の所得の推計は、実は基礎資料に非常に乏しいものでございますから、四十一年度にどういう形になるかは実は推計ができておりません。昭和三

それから、先ほど、たばこはどうなつておるか
という御質問でございましたが、たばこ専売法の
四十一條の二に、災害のために製造たばこを減失
した場合には現物補償を専売公社がするという規
定がござります。なお、葉たばこにつきまして
は、これはこの災免法の規定というよりは、むしろ
保険的なものと思いますが、災害額の三分の一
の補償金を払うという規定になつております。
○武蔵委員 いま私が申し上げた標準率の問題に
つきましては、ひとつ国税局と十分話し合って、
農民のほんとうに零細な所得で、国全体から見た
ら今日もう中枢的地位を占めていない所得の問題
であるからというので難にならないように、今後
市町村に大いに末端の農民の所得が把握できるよ
うな調査の方針に切りかえるような進言を要望し
て、私は、これで質問を終わります。

十七年ごろに失格者を含めまして、主税局 府院
で統計をつくったことがございます。したがいま
して、三十七年ごろのやや古い資料でございま
すが、それでよろしければ、資料は差し上げるこ
とができると思いますが、手元に現在持ち合わせ
ております。

か、問題は、個人災害については、実はいま災害としては何ら国から協力の手が差し伸べられていない、こういうことになつておるわけです。現在所得水準はだんだんと上がってきておりますから、その意味ではそういうボーダーライン層といふものは相対的には少なくなりつたると思いますけれども、しかし、依然として~~ばかり~~のボーダーライン層の国民がいる。このかなりのボーダーライン層の国民というのは、実は最近の非常な物価高ということの中で生活に追われて十分に可処分所得がないものだから、貯蓄にまでなかなか回らない。そういう人たちが一挙に災害にあって家屋を流~~失~~する、あるいは全壊をするという場合に、これが再起をする場合には実はいま非常に困難な状態に置かれておる、こういうふうに考えるわけです。ですからこの問題は、一面的には社会保障の問題でありましょうし、一面的には、や

あるいは貸し付けの制度、方法は皆さんのほうでいろいろ考えてみていただいていいと思うのですが、その借りたものを、公営住宅のようなものかなんかで建てられるのもいいですが、都市の場合ならそれでいいのですけれども、いなにになりますと、公営住宅を山や谷間にあちこちに建てるわけにもいかない。しかし、その人たちの生産手段である農地はその周辺にあるから、あまり遠方に行ってしまうわけにもいかないという限られた状態になつておる中で、私は、何らかの処置を検討してみる必要があるのではないか、こう考えるわけです。考え方としては、私はおそらく反対はないと思うのですが、具体的にどうするかというところでは、これはいろいろ議論のあるところだと思います。まあ、きょうは大臣がお見えになつてしませんから、総論的に考え方がどううかという点について、政務次官にひとつお答え

らいたしましても、貯蓄が多少は行ない得るという階層になると思います。ですから貯蓄が行なわれておるならば、災害の際にそれに対応する処置はとれるかと思うのですが、一番問題になるのは、十分な貯蓄のない低所得階層が災害に襲われたときに非常に悲惨な状態が全国的に見受けられるわけであります。それでは大体どのくらい災害によって家屋が流失をしたり、あるいは全壊をしたりしておるか調べてみると、昭和三十七年度に発生した災害では、全壊の建物が千五百七十五戸、流失が三百九十五戸ということになりますから、約千九百戸余りの住宅が全壊または流失をして居住に耐えられなくなつておる。昭和三十八年にまいりますと、全壊が四千百二十五戸、流失が四百三戸、こうなつていますから、ここもやはり約千八百戸ぐらいが使用不能になつておるわけです。昭和三十九年には、この年は非常に災害が多かつたと見えまして、全壊が六千二百二十一戸で、流失が百六十一戸ということでありますから、これまでの例の大体三倍以上のものが昭和三十九年には起きておるわけです。農業災害の問題については現在救済の手が伸べられております

はり雇用や生産、いろいろな関係から所得を上げる問題としてあらうと思うのです。しかし、いざれもいまの日本の場合にそれが十分には行なわれていないために、その各間にある人たちが現存しておることは、これは否定できません。そういう人たちが風水害あるいはその他の災害にあつたときには、これはもう一舉に生活保護世帯のようなところに転落してしまう以外に手がないといふことでは、やはり憲法第二十五条にいう気持ちから見ても、もう少し何らかの措置を検討してみる必要はないのか、こういうふうに、私は災害を実地に調査に行つた結果感じておるわけです。

そこで、方法はいろいろあらうと思うのですが、やはり私どもは、生活の根拠として、まずその住むに足る家を建ててあげるということは非常に重要だと思うのです。いま住宅金融公庫のほうの出席を要求しておりますけれども、私は、住宅金融公庫の災害復興住宅の問題も一つあると思います。あると思いますけれども、実際には、これがそういう場合に、特に低所得の者については比較的利用しにくい状況にあることもまた事実でありますので、そこで、ひとつ私は政府に対して――

あるいは貸し付けの制度、方法は皆さんのほうでいろいろ考えてみていただきたいと思うのですが、その借りたものを、公営住宅のようなものなんかで建てられるのもいいでしょうが、都市の場合ならそれでもいいのですけれども、いなかになりますと、公営住宅を山や谷間にあちこちに建てるわけにもいかない。しかし、その人たちの生産手段である農地はその周辺にあるから、あまり遠方に行ってしまうわけにもいかないという限られた状態になつておる中で、私は何らかの処置を検討してみる必要があるのではないか、こう考えるわけです。考え方としては、私はおそらく反対はないと思うのですが、具体的にどうするかというところでは、これはいろいろ議論のあるところだと思います。まあ、きょうは大臣がお見えになつてしませんから、総論的に考え方がどうかという点について、政務次官にひとつお答え

会保障の問題でありましようし、一面的には、や

うかという点について、政務次官にひとつお答え

をいただきたいと思います。

○藤井(勝)政府委員 堀委員の御指摘の問題は、確かに考へなければならない一つの盲点だと思うのです。ただ私も具体的に、いまお話を聞きながらどういう方法があるか——まあ、税制では救済策でできないものですから、最低は生活保護法によつて後だてをしておる。それに対して、住宅を中心として、さしあたり住む家の手配を——貯蓄のない、しかし生活保護法まで転落しないそのボーダーライン層に対してもどういう手当てをするか、こういうことについて具体的なお答えをすべき何ものもまだ頭にございませんけれども、十分検討すべき一つの層ではないか、このように考えます。

子供がその親を扶養しておる場合も、世帯は別と
いうことで、二世帯というような形になつておる
例が非常に多いわけです。そこで、やはり戦後の
世帯数、特に課税世帯を調べます場合には、そ
ういう点をよく検討いたしませんと、ほんとうに基
でいう世帯としてそんなにすき間があるのかとい
うことに対する対しては、いろいろ議論のあるところだ
と思います。

そういうことを前提といたしまして、われわれ
といいたしましては、税につきましても、先ほどから
議論がございましたように、これは特に災害を
受けたから、したがつて税金の面で非常な減免を
やるということではない、やはり租税力からいつ
て、災害が起きたのに、家が流れたのに税金を納
めさすのは気の毎だという面について減免をして
いくわけでござりますから、決して個人の災害に
ついて特に減免措置を講じていくかまえで
はないと思います。そこで、税金を納められないと
世帯に対しては、どういふふうにござりま

子供がその親を扶養しておる場合も、世帯は別と
いうことで、二世帯というような形になつておる
例が非常に多いわけです。そこで、やはり戦後の
世帯数、特に課税世帯を調べます場合には、そ
ういう点をよく検討いたしませんと、ほんとうに基
でいう世帯としてそんなにすき間があるのかとい
うことに対する対しては、いろいろ議論のあるところだ
と思います。

そういうことを前提といたしまして、われわれ
といったしましては、税につきましても、先ほどか
ら議論がございましたように、これは特に災害を
受けたから、したがつて税金の面で非常な減免を
やるということではない、やはり租税力からいっ
て、災害が起きたのに、家が流れたのに税金を納
めさすのは気の毎だという面について減免をして
いくわけでござりますから、決して個人の災害に
ついて特に減免措置を講じていくというかまえで
はないと思います。そこで、税金を納められない
世帯に対しては、そういう面からいえば決して片
手落ちとということではないので、これは税金を納
めてないわけですから、特にその点でめんどうを
見る必要はない、しかし、先ほど申しました住宅
その他の面につきましては、現在ありますいろん
な災害に関連する制度によってできるだけ救済を
していきたい、しかし、いろいろ制度にはすき間
もござりますので、こまかく行き渡るということ
はなかなかむずかしいかと思いますが、そういう
点はできるだけ実際の状況で検討する、特に、も
し緊急に災害が起きました場合には、すぐに災害
救助法が発動されます。これは所得の多寡に関係
なく、その災害の状況によつて、受けた人の損害
に応じて直ちに仮設住宅あるいは住宅補修等をや
りまして、そうして二年間それにお住みになるな
ら住まれて、そのあとは、先ほどから議論のあり
ました第二種公営とかいろんな住宅が公営で建つ
ていく、そうして、一応の所得の水準があればそ
こに入つていただくということで手配ができます
し、それから別途、住宅金融公庫あるいはその他
の政府関係機関によります融資という面において

も、できるだけ低利にかつ融資を受けやすいような形にして災害の際には救助をしていくというふうなことを現在やつておるわけでございますが、これがでまるだけ手落ちにならないように、なお今後も手当てをしていきたい、かように考えます。
○堀委員 次長のお話、非常に端的にいいますと、都市における災害というものは比較的の処置しやすいと思うのです。いまのような緊急住宅といいますか、そういうものが建てられるのも、都市の場合には比較的簡単なわけですね、「居住」が集中しておられますから。同時に、第二種公営その他を建てて入つてもらうのも、都市の場合には非常に処置はしやすいと思うのです。ところが、農山村に問題が起きましたときに、実は問題の処置が非常にむずかしくなつてている。これは今後のいろいろな問題に関連がありますから、主税局でもひとつ、これはサンブルでもいいから、非納税世帯の分析といふものを少しやってみる必要がある。だから、私も、いま申し上げておるのはいろいろな形で分かれておるけれども、実は所得あり、貯蓄ができる世帯もあるわけですね。しかし、そういうものをいま私は対象にしておるのではなくて、やはり日本全体を見ると、貯蓄がしたくとも、確かにいまの物価の上昇は激しいですから——しかし、この物価の上昇というのも統計上非常に問題がありますし、消費者物価指数というのは総合的に出ておりますから、実は所得階層別には、物価の値上がりの影響というのは、低所得の部分と平均値の部分、高いところとは相当違うと思うのです。いまの総理府のとつている五分位階層別というようなああいうとり方では、私はまだ十分でないと思うのです。あのもう少し下を含めて——あれは世帯構成が、この前もちょっと議論しましたが、大体四人ぐらいのところになつておるわけですから、もう少し小さい世帯で世帯構成をやつてみると、そのものは非常にこたえておると思うのです。そ

いう層が貯蓄をやろうと思つても、食うのに迫われてなかなかできないという状態に置かれておる。そういう者が一たん災害を受けたときには、なかなか救助の手と、いうのは伸ばしにくい。たとえば、家を建てるとしても、いろいろと物がもらえるようなことになつていればいいけれども、やはり衣類もなくなつてゐるでしようし、そういう災害にあつた場合には、生活の便益に供するものが全部なくなつてゐるわけですね。そうすると、やはりある程度の、最低のものをうそえる必要もあるだろうし、いろいろなところから考えて、都市が洪水とか風水害に襲われた場合の処置よりも、山村地帯におけるそういう問題というのは深刻な問題だということを、私も昨年の淡路島を襲つた二回にわたる台風被害を現地へ行つてみまして、そうして非常に氣の毒な被災者たちが、そういう個人災害といふものが除外をされておるために非常に困つておる実情をかなり見てきたのですから、これはやはりどこかでもう少いまのすき間の埋め方を考える必要がある。それをどこで埋めるかというのは、私もいま具体的な案を持つておるわけではありませんから、たとえば、住宅の問題は、それは住宅金融公庫の災害復興住宅の取り扱い方の幅を広げればできることなら、そういうことでもよろしいでしょう。ただ、問題になると金を借りてやつたときに、それでなくとも生活基盤を失つておる者にかなりの金利負担をさせるというところは、実はちょっと問題がある。元金も返さなければいかぬ、金利も負担させるというのは、やや無理な点がある。

から、そのやり方は、さつきもちょっと話をしたのですが、われわれの党のほうの発想では、いわゆる地方自治体に転貸しをやって、その金を地元自治体が無担保で貸してやって——これは所得制限その他をつけて貸してあげて、それについて利子補給だけはひとつ一般会計でやってもらうというような形の発想で検討したことがあるわけです。同時に、そのことは自分たちの耕地を含め、あれども、それは私は、いま具体的にこの方法でいうことは、規定をしなくてもいいと思うのです。ただ、そういう具体的に災害にあい、そうして同時に、そのことは自分たちの生産能力が果樹その他いろいろ自分たちの生産能力も破壊をされておる、だから、これに対しての援助がいろいろな角度でありますけれども、援助があつたからといって、これは急にはなかなか生産につながらない、その間やはり生活はしていくければならないわけですから、私はその生活資金を見ろと言うのじゃないのですけれども、せめてその間の利子負担分くらいはやはり法的に配慮をしてやつてもいいのではないか、全体として考えてみると、いま私がここで触れたように、平均の年は大体二千戸内外のものです。ところが、二千戸といったって、実は所得の十分ある人たちの家屋もあるでしようから、そうやってみると、数としては比較的少ないものになるのではないか。三十九年ですか、六千戸というような年もありますが、ずっと調べた中では、まあ二千戸内外のほうが多いようですから、そこらはひとつ財政的に見ても、そんなに大きなものにはならないのではないか、こんなふうに思いますので、貸し付けという問題については、理財局長のほうではどんなふうに考えておられるか、ちょっととその点をお聞きしたい。

分に検討いたしましたことはございません。したがつて、その間において申し上げますが、何しろ個人の住宅でござりますので、住宅がなければ生活ができない、生活ができないれば生活ができるない、生活の基盤が立たなければ生活ができるない、という意味におきまして、別に財産と称すべきものではないのじやないかという面はあろうかと想いますが、一方では、これはやはり個人の私有財産なのでござります。そういうものに対してもどういうふうに援助していくかという問題もございまして、一つの社会保障的な感じではないかと思ひます。社会保障にもいろいろございまして、通常の保障もあるし、それから災害とかあるいは異常な伝染病とかいうようなものがあると思いますけれども、いずれにしても保障的なものであろうかと思います。そういう際に、住宅の困窮に対してどういう手があるかと申しますと、先ほど主計局のほうからお話をございましたように、いろいろな手があるわけです。それらのほうにおきまして、それぞれみなねらいは多少違うのです。たとえば、災害救助法の場合にすれば、必ずしも困窮者ということではなくて、さしあたりの不足に対処する手がありますが、実際問題としては困窮者のほうに入ることになるとは思います。それから公営住宅法によりまして、やはり災害がありますと、滅失した戸数に応じまして復旧の住宅をつくるわけですけれども、これは公営住宅ですから、個人の庭先に、もとのところにつくるというわけにはいかないのでございます。しかし、滅失した戸数の基礎には農村の住宅も入っておるわけですね。そういう意味におきまして農村にも手は及んでおるわけです。及んでいますが、従来あった家がこわれたあとに建てるというわけにはいかぬ。公営住宅の払い下げの手続きは開かれておりまます。というようなことで、それぞれ公営住宅といいますと、大体都市の住宅などというものが中心にはなっておりますけれども、最近はだいぶそれが幅が広くなりまして、災害の場合には農村にも入っている、それから、普通の住宅対策とそれは入っている、それから、普通の住宅対策と

いわれる中でも、農村向けの住宅もありますし、農村向けの改良あるいは増築の資金といったものも出ておるわけです。そういうようなものの利用は、特にいま御指摘のような農山村の分に主たる焦点が向けられておるわけではありませんが、及ぶ姿になつておるわけです。そういうようなところでやつておるというのが現状でございます。今度はそれ以下になりますと、世帯更生とか、母子福祉などかいう系統がありまして、さらにその下に生活保護世帯といふものがある、生活保護世帯あたりのほうの分の住宅を確保する前に、それよりかだいぶ上のほうの階層に対しまして住宅を持つていくという順序になるのかどうか、そういつても、家がなければいられないじゃないかとおっしゃればそれまでです。しかし、やはり社会保障には順序とスケジュールがございましょう。限られた金で最も緊要な部分から持っていくという場合に、どのくらいの位置づけになるかという問題、その辺はいろいろ検討を要する点であろうと思います。ただ、現実の問題といたしましては、これらの制度を、いま御指摘のような面につきまして十分意識をいたしまして運用してまいる余地は、まだ多々あると思うのであります。ただしかし、そこに焦点を合わせた住宅対策的な新しい貸し付けというものを、しかも無利子というようなことで打ち出すことが、社会保険体系の上におきましてどの程度の順序を持ちますかということにつきましては、なお私どもも相当検討を必要とするという感じでございます。

○堀委員 いまの理財局長の答弁を聞いておりま
すと、理財局長の答弁が半分で、主計局長の答弁が半分的に、非常に主計局におられた感触で感じるのでですが、実は、応急仮設住宅は、これはかりに二年間というのですけれども、五坪平均で大体十五万円くらいということですが、いま一体、五坪十五万円で人間が二年も住める家がほんとうに建つのかどうか、私はちょっと疑問がありますし、世帯更生資金の貸し付けも、住宅の場合は実は十円円なんですね。一体、いま十万円でどうやって

家を建てるか、これもまた問題があるわけです。実は制度は一応いろいろあるようですが、中身が実態に即していないという点があるのですね。ほんとうに臨時に、住むところがないから、雨露をしのぐに足るのなら、それは五坪平均十五万円程度以下のものもあるでしょうが、そこへ二年間住めというのは、私は、やはりこれはちょっとと酷に過ぎるのではないか。ですから、住宅金融公庫の方いまおいでになつたところでしようから、ちょっとと簡単に申しますと、いま私どもは、災害に対する税の減免措置の問題をやっておるのですが、税の減免というのは、その人たちにとってのマイナス部分を引き去るという程度のことですて、いま国は、確かに災害の問題に対しても積極的には個人に対してもあまり配慮が行なわれていない、こういうことになっているわけです。所得のある者は自分でやれますから、貯蓄があり所得が十分ある者はいいのですけれども、日本には依然としてボーダーラインの生活をしてゐる人たちがかなりあつて、毎日の物価の上昇と収入の少ないという点に追われて、貯蓄も十分にない。しかし、災害はそういう人たちを特別に扱わないで、全部平均にくるわけですから、そういう人たちも災害を受ける。三十七年、三十八年で全壊、流失が約二千戸ぐらい、三十九年は六千戸ぐらいあるのですけれども、そこで、能力のある人の問題は、私はここで一応触れる必要はないと思うのです。これはいろいろなあなたのほうの貸し付けその他でも処置ができると思うのです。いまのあなたのはうの災害復興住宅の取り扱いに、低所得の人で、事実上担保といつてもなかなか簡単にはいかなといふような人たちに対して、一百万円を限度として融資ができるよう聞いておるのでけれども、そこら辺よくつまびらかにいたしておりませんので、ちょっとお答えをいただきたいと思いまます。

の融資でござりますけれども、これは私のほうで、一般的に個人住宅の新築の融資の際には、償還金の大体六倍程度の収入が毎月あるという条件を条件といたしておりますが、災害の際には特に四倍程度で融資を申し上げるということにいたしております。その点も、いまお話をございまして、災害を受けます方は低所得の方も非常にたくさん含まれておりますので、なるべくぞういう方にも融資ができるようについて、その点の配慮をいたしております。なお、普通の融資の際には必ず保証人等をとつておりますけれども、災害の際には一地域が非常に広きにわたりまして災害を受けますことが多うございます。適当な保証人を見出しえない場合も多うございますので、そういう際には特に市町村長の保証をしていただくことによって一般の場合の保証人にかえるということによつて、農産物等を現金に見積もつて、收入があるものとしてお貸しを受けるというような方法をとつております。それから、農山村等におきましては現金収入がなくとも比較的の償還等も都会の場合と違つてやりやすいということをございますので、そういう際には農産物等を現金に見積もつて、收入があるものとしてお貸しを受けるというような方法をとつております。それから、借還等につきましては、期限につきまして据え置き期間を設けましたり、償還期間の延長をいたしましたりという方法も考慮いたしまして、極力皆さんに御利用いただけるように配慮いたしております。それで、普通の場合、災害が起こりましたて申し込みをされる方のほとんどの方がこれらの条件に合致いたしますので、申し込みをされました方についてお貸し付けをお断わりするということはございませんでございまして、ほとんどお貸しするという状況になつております。

か、それから償還期間は一体何年なのか、それとの関係で、いまの所得というものがどこから上とということになるわけですね、それをちょっとと目安として出していただきたいのです。

○町田 説明員 貸し付けの限度でございますが、耐火構造や簡易耐火構造の住宅の場合には新築で七十三万円が限度になつております。木造等の住宅につきましては、五十八万円になつております。

それから、貸し付けの期間でございますが、普通の場合は、木造につきましては十八年、耐火構造につきましては、簡易耐火が二十五年、耐火構造が三十五年、これが普通の場合でございますが、災害の場合には据え置き期間を三年認め、なお償還期間を三年延長することができるということになります。

それから、大体災害の際には、貸した額にもよりますけれども、たとえば月三千円ずつお返しいただくということにいたしますと、四倍でござりますから一万二千円の収入がおありになりますと御融資でできるということにいたしております。

○堀 委員 いまの三千円の償還という場合、災害のときの金利はどうなるのでしょうか。

○町田 説明員 災害の際も五分五厘でござります。

○堀 委員 私がいま議論をいたしております農山村の場合には、耐火構造とかそんなものはなかなかできにくいのではないか、やはりどつちかというと木造家屋が多いのじゃないかと思うのです。一軒ほつぽつ建つておるのが多いですから、耐火といつても、自分のところの中から火が出るような、それはちょっと簡単にいきませんから、おそらく木造でしょう。そうすると五十八万円というのが最高の限度と一応見まして、それをいまおっしゃるように五分五厘にして、十八年の三年延長ですから二十一年償還として、おそらくそうなれば均等償還ということだらうと思うのですが、それに金利をつけますと木体どのくらいになるのでしょうか。いま三千円とおっしゃったのは、その

○町田説明員 いま五十八万円フルにお貸しした場合、利子をつけて毎月どのくらいの償還額になるか、ちょっとと計算いたしましたが、三千円は、五十八万円全部お貸しした場合にはもっと多くなると思います。いまちょっとと計算をいたします。

○堀委員 実は、いま非常に建築費が高くなつてきまして、いなかのほうはどのくらいで建つのかもよくわかりませんが、都市部では、人間が住むためには最低五万円はかけないとなかなかできないのではないか。ですから、実際には、これは五十八万円最高のところで議論をしているわけですがれども、五十八万円というと、地方でもせいぜい二十坪ぐらいじゃないかと思うのですが、現状で公庫のほうは実際に建つ費用はどのくらいに見ておられますか。

○町田説明員 災害の場合、大体五十八万円の計算の基礎でございますが、平米当たり一万四千五百円ということでお考へておるわけなんございまして、坪にいたしますと四万三千五百円ということになります。それで、いまお話をございまして、普通の新築の場合には、比較的近ごろはせいたくということで考へておるわけなんございませんが、坪にいたしますと四万三千五百円といふことになります。それでは、いまお話をございまして、場合におきましては、公庫のこれを利用して、多少自己費用を充てていただくという程度で建てておるのが実情だと思います。

なわ、先ほどの計算ですが、五十八万円で計算いたしますと、大体月にやはり三千円で一応おさまります。

○堀委員 ちょっととこれは目の子算ですが、六十万円で五分五厘ということは、年間の利子が三万三千円でござりますね。それから六十万円を二十年で償還するとすれば、年間の償還は三万円ですから、そうすると、三万円に三万三千円を足せば六万三千円ですから、一ヶ月五千円くらいになりませんか。私、いま五十八万円を六十万円に切り上げて二十年というラウンドナンバーでの概算を上げて二十年というラウンドナンバーでの概算を

してみたのだが、ちよつと小さ過ぎるのじゃないですか——はい、わかりました。金利が先にいつて下がるのですね。しかし、最初は金利はそのくらいですね。そのときは償還のほうが小さくなるようになっていくわけですか。——わかりました。それならあれですね、いまの問題は三千円の四倍でありますから、一万三千円の所得があれば貸せるのだから、そうすると、いまのお話でいけば、この住宅金融公庫による災害復興住宅というものの利用方法が、災害の際にそういう山村地帯に十分徹底していないという問題が一つあるんでしようね。市町村長が保証すればいいということなら、保証の問題は成り立つし、幾ら農家所得が低いといえども、月収一万二千円程度のものというのは、これは働いておる限り所得としてあり得るでしょうから。三十七、三十八、三十九年当時の、この災害復興住宅というのは、件数としてどのくらい貸し付けが行なわれておるのでしようか。

でしようし、期間も十八年で据え置き三年ですか
ら二十一年になるわけですから、この点ひとつ、
災害があったときには、公庫のほうとしても、災
害市町村に対して、こういう制度があるから利用
するのなら利用しなさいということを今後少し
PRをしていただく、そうすれば、いま私はこそ
で新たな制度として考える必要があるかと思つて
いましたけれども、いまつまびらかになつた点な
らば、これはかなりボーダーラインの人たちを含
めて災害住宅の措置ができると思いますので、そ
の点は、特に災害に対してこの住宅金融公庫の資
金を使って災害復興住宅をやるということを周知
をしていただきたい。あわせて、主計局のほうも、
こういう制度が利用される形では、住宅金融公庫
に対して、まあひとついろんな意味で、これは理
財局も関係があるわけですが、資金の供給につい
てはそういう面を通じてやっていただければ、私は、
きょうう制度が利用される形では、住宅金融公庫
の問題はかなりはつきりしてまいりましたから、
ぜひその点、公庫としても、また大蔵省としても
十分配慮していただきて、無利子でなければなら
ぬということではなくて、要するにそれは負担能
力の範囲で処置ができることというのが限度だと
思ひますけれども、いまのよう三三千円程度とい
うことならば、もう少し小さければ二千円ぐらい
にもなり得るわけでありますから、その点ひとつ十
分お願いをしておきたいと思うのですが、いかが
でしようか。

○町田説明員 ただいま御注意のありました点、
今後私たち、災害が起きましたつど、十分気をつ
けて、御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひ
ます。それで、從来も大体私のほうの取り扱い金
額も、災害が起つたときには相談所等を設けま
してPRにはつとめてまいりましたけれども、
御注意のございましたように、農山村等にお
きましては地域も広うございますので、PRの行
き届かなかつた場合もあったと思います。十分注
意いたしてまいりたいと思います。

○岩尾政府委員 住宅の問題でございますが、先

ほど来お話をありましたように、実際上はかなり
やつておるわけでござります。しかし、災害地、
特にたとえば新潟のような場合ですと、はつきり
したところへはすぐに政府のほうからそのつど参
りまして、こういう手段があるということを宣伝
いたしますけれども、災害が広範にわたりまし
て、いなかのほうへいきますとなかなか手の届か
ないということもあり得ますので、そういう際に、
これからはできるだけきめのこまかい対策をとり
たい、それから、融資額のほうは、これは全体の
住宅金融公庫の資金量としては決して大きなもの
ではございませんので、そのつど適切な範囲で配
慮をしていきたいと思います。

それから先ほどお話をございましたけれども、
やはり無利子というのは、現在世帯再生資金にお
きましても三分の利子を納めていただいておりま
すので、これは非常にむずかしいかと思います。
先ほどお話をあつたよ程度であればと、われ
われとしても考えております。

○中尾政府委員 ただいまの御意見と申します
か、御希望と申しますか、ごもつともな点である
だけ努力をいたします。全体といたしまして、住
宅金融公庫も公團も、住宅対策というので、絶対

数の不足とかあるいは過密居住とかいうのが中心
になつて発足しておりますから、そういう関係で、
比較的農村のほうに縁が薄いような感じを与えて
おるのでございますが、実情におきましては、い
ま申し上げましたような点もありますし、それか
ら農村住宅の関係あるいは農村住宅の改良関係と
いうものに、相当実は今年度あたりも手を伸ばし
ております。というのは、都市の全体の計画が相
当大きくなりますから、あまり重点的に都市ばかり
やりますと、やはり全体としての違和感を感じ
るを得ないというような状況にあります。そい
うような点につきましては、いま申し上げました
ような意識を持ちまして私どもやっております
が、なお御注意もございましたので、今後とも
気をつけてまいりたいと考えております。

○町田説明員 ただいま御注意のありました点、
今後私たち、災害が起きましたつど、十分気をつ
けて、御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひ
ます。それで、從来も大体私のほうの取り扱い金
額も、災害が起つたときには相談所等を設けま
してPRにはつとめてまいりましたけれども、
御注意のございましたように、農山村等にお
きましては地域も広うございますので、PRの行
き届かなかつた場合もあったと思います。十分注
意いたしてまいりたいと思います。

○岩尾政府委員 住宅の問題でございますが、先

○堀委員 以上でいまの問題を終わります。

次に、過般相続税の法案がかかつております
ときに実は論議をしておきたかったのであります
けれども、時間的な制約がありまして、私質問時
間がとれませんでしたから、相続税の問題につい
て、同じ税の法案に關してちょっと御検討をひと
つお願いをしておきたい点があります。

実は、私すでに、これは二年ぐらいたつたと
思いましたけれども、当時の泉主税局長に要望をい
たしましたままでそのままになつておる件であります。
御承知のように、医療といふものは、非常に
公共性の高い形で処置をされておりまして、そ
の支払い体系は完全に公的に拘束をされておりま
す。ですから、これはその診療所、病院が私的であ
ると公的であるとを問わず、その他の企業と比べ
ますと、きわめて公的な性格が強いということを
私どもは痛感しておるわけであります。現在、そ
ういう公的な性格を反映いたしまして、課税上の
問題としては、事業所得税が社会保険に対するも
のは非課税になつておるということを、私はそ
ういう公共性の一つの側面だ、社会保険診療報酬に
対する減免が行なわれておるは、そういう公共
性に見合つておる、こういうふうに考えるのです
が、その点はどうであるのか、ひとつ主税局のほ
うでちょっと答えていただきたいと思います。

○川村政府委員 事業税におきまして、確かに医
業は非課税とされております。これは公的な面が
加味されている点もあると思ひますが、やはり現
在の事業税の立て方が、たとえば出版あるいは放
送、これについても実は非課税になつておりまし
て、現在の事業税の非課税措置全般をどう考
か、これはかなり疑問のあるところでございまし
て、たとえば税制調査会におきましても、この事
業税の非課税措置につきましては、なお再検討を

する余地があるということがいわれております。
したがいまして、おつしやるような医業につい
て、公的な面があるから非課税になつておるのか
どうかという点につきましては、若干問題もある
と存じます。

○堀委員 事業税の非課税になつておりますの
は、医療報酬の収入の中の社会保険診療報酬に該
当する部分になつております。その他は有税なん
です。実は特別所得税といふのですか、それで有
税になつておるわけです。そのことは、社会保険
診療といふものは公的なものであるという認定が
ない限り、そこを無税にしてこつちを有税で残す
はずがない。医療そのものに対して有税なんで
す。しかし、社会保険診療といふものの公的性格
を反映して無税になつておる、こういうことにな
つて、かかる医療がだんだん全世界に広がつていて
医療給付をしますから、出産というのは疾病
ではありませんから、例外的に、たとえば産婦人科等で、出
産であるとかそういうものは社会保険医療の対象
にならないわけです。これは、要するに疾病に対
してのみ給付をしますから、出産といふのは疾病
でないという考え方で医療給付の外へ出ますか
ら、この部分は特別所得税といふのですが、事業
税がかかるわけです。そうなつておるのですか
ら、その問題は、私は、間違いなくそういう社会
保険医療の公共性との見合いで問題が出てくる、
こう思います。

さらに、都市のかなりの部分において固定資產
税の減免処置をやつております。医療用の不動産
その他に対する減免処置も行なわれております。
これらやはりそういう同じような発想に基づいて
減免処置を行なつておるわけです。医療用の不動産
と收入というものの対しては、課税の面からその
他の企業とは画然とした区別が公共性の面からさ
れておる、こう理解をするわけです。

実は、この前も議論をしましたのは、最近都市
における医療機関の施設及びその土地ですね。そ
の下の使用しておる土地というものを相続すると
いう場合が起きておるわけであります。ところ
が、これは一子相続になりませんと——何人も
むすこが医者をしておればいいのですけれども、

そうはなりませんから、たいていは長男なりが医者をやつておる、むすこなり娘なりが父親がなくなつたあとは継承して医療を継続して行なうわけですね。そうすると、継続して行なう限りにおいては、相続は行なわれておりますけれども、これは医療機関としては何らそれによつて利益が出たわけでも何でもないのですが、相続税は払わなければならぬという問題が実は出てくるわけです。ところが、いま御承知のように、社会保険診療報酬というものは、その報酬額及びその報酬額に対する基準点数表と、全部公的にきめられておりますから、これは自由に拡大することができない仕組みですから、そこでこの遺産相続の問題について、私はかつてここで二年ばかり前に提案をしてあるわけです。その提案とは何かと申しますと、相続が行なわれた場合に、その医療機関相当分、医療施設相当分、その部分についてだけの評価を相続額から一応控除をして差し引いて、要するに、その部分については相続税の長期延納を認め、延納というのは、何年ということでなくて、その施設が医療以外の用途に供せられるようになつた場合、それから売買せられた場合、この二つの場合には当然いまの私の申しておる公共性の継続ということの中止をされるわけですから、その中断されたときにその評価をして、しかしそれだけの評価では、御承知のように、相続税の分離課税のようになりますから、それはその当時に相続の行なわれたときのものと合わせて計算をして、上積みとして相続税はその時点で払いなさい、しかし、医療がそのむすこさんその他が継承をして、社会保険医療を継続しておる場合には、そういう医療の施設の公共性の中止が起きない限り、相続税の他を延納という形で先へ延ばしていくということをひとつ検討してもらいたい、こういう提案が実はしてあつたわけですが、川村さんは當時からずっと主税局にいらしゃるけれども、はたして主税局内部で検討されたことがあるのかどうか、先にそれだけちょっと伺つておきま

○川村政府委員 堀先生から、医療事業者の相続税につきましてそういう御意見があつたことはよく承知しております。主税局内におましまして、税制調査会の審議等を通じまして、相続税の問題を取り扱いますときには検討はいたしました。問題は純粹の税の立場からではなくて、医療事業というものの公的な性質にかんがみましての政策的な措置でござりますので、税の公平という立場をどうそれと組合わせるか、それから、公的な事業という場合に、医療だけでいいのかどうか、そういう面について、実はまだ検討をすべきことが残つておるということで、従来までこれを税制上取り上げるということになつております。
なお今後も検討すべきものと考えております。

○堀委員 いま医療の公益性のほうは大体確認をされたたと思うのですが、その他権衡をとらなければならぬ医療の状態と同じように公益性の高いそういう私的な事業といいますか、それはどんなものがあるでしょうか。

○川村政府委員 実は私、いまその比準すべきそういう公的な事業がほかに何があるかということを具体的に申し上げる用意がございません。問題は、そういういわば価値判断に属する事項、これをどこまで税制に取り込むかということに相当問題があるわけであります。確かに、一般的の事業者がそれぞれの事業財産を相続していく、事業者にとりましては、相続があるなしにかかわらずその事業經營をしていかなければならないということとは、医療の場合と同じだうと思います。したがいまして、問題は、どの程度のものに相続税を課するか、相続税を課することによって著しく事業の経営が支障を来たすかどうか、この判断だううと思います。その価値判断をして、一定の事業について特別の措置を講ずるかどうかというのは、その上にさらに乘つかる問題だううと思います。政府といたしましては、従来から課税最低限を一般的に引き上げるということを通じまして、そういう価値判断にかかるわらず、相続税負担によつて事業經營が著しく困難になるというようないままであることは、その上にさらに乗つかる問題だううと思います。

ことに追い込まれないような公費を従来からいたしておるわけでござりますが、これは課税最低限の引き上げのみならず、あるいは堀先生ちよつと申されました延納の措置、これがまさにそれに当たるものだううと思ひます。今回も、そういった意味におきまして、課税最低限を倍額程度引き上げることにいたしておりますので、基本的には相当程度そういう事業經營についての相続税負担の緩和が行なわれておるものと考えております。

○堀委員 私の提起は、ストレートに減税しるというふうに言つておるわけではないわけですね。これは延納しなさいということですから、税率はとりますよ、ただいまのそういう形で公共的な医療行為が継続しておる場合には、その間だけ延納を認めましよう、こういうことです。ですから、もちろん軽減にはなりますけれども、純粹の軽減ではありませんよ、ただいまのそういう形で公共的な医療行為が継続しておる場合には、いまなかなかどうもやかましくて、新しく医療法人の新設をしめておるようですがけれども、少なくともある程度の大きさの病院については医療法人としてそういう制度があるのです。病院については、いままろん軽減にはなりますけれども、純粹の軽減ではない。それが一つ、もう一つは、実は医療法人としている制度があるのです。病院の施設を持つておる形で恩典があるわけですね。ところが、片や個人診療所の側について見ると、医療法人になりたくても認められないし、そしていまのような問題で、比較的の都市の中心部にその施設を持っておるもの——やはり医療機関というものは交通の便その他から見てそういうところに比較的の集中をしておるわけですね。そうしますと、今度課税最低限が確かに一千万円に上りましたけれども、いま都市では一番大きい問題は土地だと思うのです。その評価の問題になつてしまつて、今度は固定資産税等の再評価もあつて、評価額が非常に実質的なものに近づいてくるのですね。当然相続税の場合のそういう基準も上がつてくるということになりますと、大体都市で少しまともなところです

からいろいろ答弁をいたしておりますように、こ
としの税制において相続税について課税最低限を
引き上げた、こういったことで、一応全体的な均
衡を考えながらある程度改善をしたということで
ござりますけれども、私は、これはまあひとつ慎
重な配慮を前提としたながらも、前向きで積極的に
検討すべきである、このように思います。よく大臣
にも御報告をいたしまして善処いたしたい、こ
のように考えております。

○堀委員 非常に理解のある御答弁をいただきま
したので、これはやはりその他の税制上の問題と
しては権衡その他もありましょうし、いろいろあ
りますから、慎重に検討していただきたいと思いま
すけれども、ただ、これは私が問題提起しても
う一年もたっており、そして、そのこと 자체そん
なに、おそらく与野党通じて反対しなければなら
ぬというほどの問題ではないというふうにも思い
ますので、いまの政務次官の答弁によつて、ひと
つ大臣とも十分御協議の上、部内で検討していく
だきたいということを要望いたしまして、私の質
問を終わります。

○三池委員長 次会は、明三十日午前十時より理
事会、十時三十分より委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会